

国民年金だより

みんなで支える公的年金

公的年金制度とは

高齢者になったとき、障がいの状態になったとき、一家の担い手が死亡したときなどに所得保障を行い、本人または家族の生活を支えていくのが公的年金です。公的年金は、多くの国々で制度が整備されており、日本での基本的な仕組みは次のとおりです。

①国民皆年金

全ての国民が年金保障の対象となっています。

②社会保険方式

保険料の納付実績に応じて、年金を受ける権利・金額が決まります。

③世代間扶養

現役世代の納める保険料が、今の高齢世代の生活を支え、現役世代が高齢者になったときには、次の世代の納める保険料が生活を支える仕組み、すなわち「世代と世代の支え合い」を基本理念としています。

公的年金に求められているもの

①生涯にわたり支給される終身年金であること。

②年金水準が、年金受給者の生活の基本的な部分を支えていること。

③長期間にわたって収支が均衡する仕組みとなっていること。

公的年金制度の創設

このため、わが国の公的年金は、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていく仕組みとなっています。

日本の公的年金制度は、労働者を対象とした労働者年金保険制度が昭和17年に実施され、その後昭和36年に自営業者などを対象とした国民年金制度が実施されたことにより「国民皆年金体制」となりました。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した金額が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月上旬に日

本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

環境衛生だより

エンゼル券(ごみ処理手数料の減免)の申請について忘れていませんか。

町では、少子化対策・福祉対策の一環として、2歳半までのお子様又は寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭に対して、一定の処理量までの手数料を減免します。

免除を行う理由については、乳幼児と寝たきりの要介護者にとっては必需品となった紙おむつを使用している家庭が多

くごみの減量化を図っても、排出される紙おむつが相当量あります。

このことから、減免の申請があった家庭に限り、次のとおり指定ごみ袋(燃やせるごみ袋(大))を無償で配布します。

- 誕生時・・・年間30枚
- 1歳の誕生日・・・年間20枚
- 2歳の誕生日・・・年間10枚
- 寝たきり要介護者・・・年間30枚

申請方法

お子様が誕生されたご家庭については、1か月以内に町民生活課窓口で申請してください。

1歳又は2歳のお子様がいるご家庭については、それぞれの誕生日に申請してください。

寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭については、年1回の申請を町民生活課窓口で行ってください。

申請に必要なもの

- 乳幼児・・・「母子手帳」と「印鑑」
- 要介護者・・・「介護状態の分かるもの」と「印鑑」

問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ
☎47・2112

避難に勝る防災なし 避難訓練に770人参加

10月2日、地震発生時に津波の襲来が予想される海岸地域を対象に、新冠町防災避難訓練が実施され町民770人が参加しました。

避難開始の防災無線が放送されると、住民の方はそれぞれの避難場所に駆けつけ、災害発生時の対応を確認し、防災への意識を高めました。

今回の避難訓練は、東日本大震災をうけ、10mの津波を想定し行なわれたことから、高台へ避難する方が多くいました。このうち泊津高台(新冠共同墓地周辺)には、



東町の避難路を登り、5自治会165人が避難しましたが、体力の衰えてる高齢者の方には、とても大変な訓練になったようでした。